

令和5年度 第1回 公共事業等審査会 議事録

日 時 : 令和5年10月30日(月) 13:30~16:30

場 所 : ひょうご女性交流館 501会議室

《新規事業の説明、質疑》

(1) ほ場 在田南部地区

○会長

ありがとうございました。それでは、今のご説明に対しまして、委員の先生方からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

○委員

経営体のことで、ほ場1-3、現状と計画の表がありますが、経営体で個人225戸(76.1ヘクタール)、計画では、個人10戸(3.4ヘクタール)となっています。このことについてご説明いただきたいです。

○県

現状では225戸の方々が営農されております。専業農家も含めて、兼業農家の方々もおられます。経営体のところの現状と計画を見ていただくと、その225戸が10戸に減りますが、その差の分は、農地組合法人等5法人の方が大多数は担われるということです。残り10戸の方の中でも、認定農業者の方もいますが、ほとんど継続して兼業等でやられるということになります。この差の部分は、法人が農業経営を担うということになります。

○委員

そうすると、210戸ほどの人は昔から農業をやっていたけど、農業を辞めてしまうと、土地も農事法人や、個人で欲しい人に売却すると言いますか、換地するということですか。

○県

土地自体は、それぞれの持ち主の方々に登記されますが、実際の営農自体は、大部分が農地中間管理機構という農地バンクに預けて、そこから法人さんのもとに行くということで、農地を使っただけ、土地は持っているけれども、農地は法人さんに営農していただくということになります。

あと、五つの集落それぞれで集落営農を法人化していこうとしますので、その中で、例えばこの210戸ぐらいの方々の中でも、多分、組合員になっていますので、オペレーターで参加するとか、そういう形での関わり合いになります。ただ、本当にもう辞めてしまう方もおられるのは確かでございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

それぞれのご希望なのですね。ご本人のご希望がそうになっていると理解したらよろしいですか。

○県

はい、そうです。まだまだやれる方はやりますが、もうずっと1年通じては無理だと思われる方もあります。例えば、田植えや稲刈りのときだけ皆さんと一緒にやりますという人は法人のほうに入られるでしょうし、そういうような形態を取るのかなと思っています。

○委員

パワーポイントの3ページに、事業計画概要がありまして、関係農家数という数値が出ていますが、後にご説明いただく内容等も同じことになりますので、考え方を教えてほしいと思ってご質問させていただきます。

この地域は関係農家数が292戸となっていますが、今、説明いただいた現状と計画の表示は、個人が225戸となっていて、農事組合法人1法人、集落営農組織3組織となっていますが、この数字の差が分からなくて教えていただければと思います。

○県

292戸というのは、土地を持たれて、農業をやっている人もいますし、土地持ち非農家の方もおられます。225戸というのが、ほ場の1-3にありますけれども、この差というのは、既に法人に預けている、担い手の方に農地を預けている方が67戸ほどあるということです。

一番大きい数字、292戸というのが、その土地に農地を持たれている人で、225戸との差は、ほ場の1-3に書いています農地組合法人1法人とか集落営農組織3組織に既に預けている方々、さらにこの225戸は、今度、計画によりまして、215戸の方々は農事組合法人等に預けられます。段階を踏んで土地を預けているというような形になっています。

○委員

分かりました。要は、土地の所有者は292戸ですけど、今後計画が進んで、最終的には土地を営農法人や法人化に合流することで、10戸の方がそのまま土地を持ち続け、ほかの方が預けるということですか。

○県

そうです。

○委員

ほかも同じことですね。

○委員

パワーポイントの作付計画、一番下の農業生産（主なもの）の欄です。これに関しては、現地でかなり詳しく説明していただいたので、おおむね内容としては理解していますが、水稻を減らして、その分、例えば黒大豆、小豆、玉ネギといったものを増やすということですが、特に面積的に、小麦の増加量がちょっと目立っていて、その一方で、最後のほうに出てくる評価のところでは、事業効果ですけれども、例えば、作物生産効果のところ、小麦の件は全く言及されていないのですが、そこはどう理解したらよろしいでしょうか。

○県

小麦の効果というのが、金額的に高く出ないので、その主なものには挙げていないというところがございます。

○委員

何か面積としては、小麦はかなり栽培面積として大きく、もちろん裏作としては思うのですけれども、それでもやはりそれほどの収益にはつながらないですね。

○県

作付の形態としたら、小麦をやって、その後、水稻をやってという方もおられますけど、小麦をやって、豆類をというような計画をこの地域は立てておられますので、それに引っ張られて、小麦もたくさん作られるということです。

○委員

私からは有効性、効率性のところについてお聞きしたいと思います。

見学させていただいて、県の方、それから市の方とかすごいやる気があって、非常に地域のためにすばらしい計画だなと思いながら聞いていました。その一方で、事業効果のところを見ると、作物生産効果とか営農経費節減効果、特に一番大きいのは営農経費節減効

果なので、これ自体は農家さんが儲かる分になってしまうところもあると思います。そのため、県も事業としてやるということは、やはりそこにこういう事業をやることで、その地域がより活性化するとか、それから安全保障の面でそういう農家の農業生産を維持すべきだとか、そういったところをもう少し強調していただくほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺について、今見せていただいているのはマニュアルベースでやるという事業評価が出るということだと思うので、マニュアルが良くないという話もあるんですけども、もう少し地域への効果とか、そういったところについてご説明いただければありがたいです。

○県

地域への効果という話になりますと、高齢化、農業者の減少というようなところが押し寄せてきている部分になるのかなと思います。

それを解消するためには、やはり大規模化とか、そういうことをやって、さらには維持管理の省力化というものをやっていかなければならないのかなと思います。

それから、ほ場の1-6にも書かせていただいていますけれども、そのほか費用対効果に含まれない効果というのも、ほ場整備の場合はいろいろとございます。例えば、地下水のかん養効果でありますとか、あとはほ場整備をすることによって、急な畦が安定した畦になるということで、大雨のときに崩れないような、災害の防止の効果というものもございます。

営農の関係で、管理の省力化とか生産拡大というお話をずっとしておりますけれども、そこでこの地域は五つの法人が各集落ごとで営農していきます。そういったところが、収益を上げていくことによりまして、地域内での雇用が図られると思います。

さらには、このほ場整備とは関係ないですが、関連するところで、加西インターチェンジ周辺の産業団地の開発がございます。そこで食品加工業の誘致を加西市は検討しております。そういった形で、開発と農業をきちっと分けて、土地利用を考えながらやられて、農業のほうで作ったものを、産業団地のほうに出す、そちらでも雇用も生まれるということで、産業と農業をうまくすみ分けしながら、地域の雇用の活性とかにもつなげていこうと考えております。

○会長

今のご意見は、費用対効果に含まれない効果も十分考慮なさったらよろしいですよというアドバイスとして受け取ります。

○委員

そっちのほうをメインに出していただくほうが、よりこの意義が伝わるのではないかと思います。

○委員

自然環境への配慮の点から、環境への配慮ということで、水路によどみを作る、それからはい上がれるスロープを設置するという事も書かれております。

今回の場所は、土水路があるということで、農地周辺の土水路というのは、そういう環境に依存した生物が非常に多いような場所で、その底質が土であるということが重要だと考えます。今回、コンクリートの水路に変わりますが、よどみを作る場所の一部で、底質に土を入れ直すとか、何らかの配慮もできれば、より実効性のある配慮へと変わっていくと思います。あるいは可能であれば、どこかごく一部でもその土水路をそのまま置いておくような配慮ができればなお良いかと思っておりますので、攻めた配慮をぜひやっていただければと思います。

○県

よどみを作って、そこに底質の土を入れることを考えていきたいと思っております。

あと、地区周辺にいろんな流入水路などもあると思っておりますし、絵を描いてみないと分からないですが、その中でちょっとした土地が生み出せるものがありましたら、そういうものを考えていきたいと考えております。

○会長

今のは、要望という観点でのご意見だったと思っております。

○委員

個々の農家さんの農地を集積して、農事組合法人化で5法人ということですね。高齢化も進んでいる中で、この担い手を確保するというのは非常に重要な課題で、この法人化によって、担い手の確保につながるかどうか、その辺はどうお考えですか。

○県

今、五つの集落それぞれで集落営農法人化させようということなので、将来10年後どうなるのかということまで、我々ちょっと踏み込んで考えているところがございます。

玉野町の「株式会社あぐりーど玉野」では、とても先進的な農業をやっていて、社員もたくさん抱えている地域です。そこが一つあるということと、あとの4集落でも、殿原集落というのが、この在田の地域の中心的なところでありまして、集落営農ごとで農業機械の貸し借りをしたり、みんなで肥料を買うとか、そういうやり方を当面はしていくわけで

すけれども、どこかがしんどくなれば殿原が応援に回るというようなことで、将来的には、今、5法人でいってますが、恐らくそれがもう少し集約されてくる、二つとか三つとか、順次そうなるような将来構想を地域の方は持たれております。ということで、それぞれが今は進んでいきますけども、将来的には営農集落の統合を図りながら営農を進めていくということになります。

○委員

了解しました。既に先進的な取組を行っておられる企業もおられるようなので、ぜひ若い人を確保できるようによろしく願いいたします。

○会長

資料の1-6に地域からの要望状況というのがございまして、ここに早期の事業実施について市へ強い要望が出されたということが、事前同意率100%とお書きです。つまり、地域の方々はこの状況に対して非常に危機感をお持ちだと理解できます。ですから、それをしっかりと理解させていただいた上で、この計画について、委員の方には審査、判断いただきたいと思います。

(2) ほ場 たつの東部地区

○会長

ありがとうございました。

それでは委員の先生方からご意見いただきます。先ほどと非常に似通った案件でございますので、先ほどの意見がこちらにもオーバーラップするだろうと思いますので、そこはご理解いただきたいです。

○委員

図面で、耕地整理をする区域の中で、ピンクに着色されていない一部の区域も一緒に整理したほうが良いと思うが、参加してこないということなのか、やる必要がないということですか。

○県

小さい図面で分かりにくいのですが、その中には、宅地とか、農地じゃない土地がたく

さん点在しておりまして、一体的な整備ができない介在農地と言われる農地が存在しており、このたびのほ場整備の中では一体的な整備ができないという区域になっております。

○会長

歯が抜けたようなところがなければ、もっと効率的にいくのでしょうか。歯抜けみたいになっているというご指摘です。

○委員

ほ場2-7の要望状況というか、表紙の一番下の(2)有効性・効率性の表の下、合意形成は事前同意率100%ということで、できているということなので期待は高いと思うんですけど、担い手を中心とした地域計画を策定中という記述がありますが、ほ場2-1の地域計画というのは、今の住宅地とか、そういうのも含めた地域計画、どんな内容なんだろうと疑問に思いました。

○県

将来にわたって担い手や農地をどうやっていくのか、昨年度まで人・農地プランとして、農水省が全国で進めようとしている、農業を担う人を将来にわたってどうするのか、農地を将来にわたってどうしていくのかというプランを作っていこうということで、この地域は平成28年にプランを作っております。それを平成31年に更新しましたが、このたび法定化されまして、今度は新たに地域計画というのを定めていこうと、今年度、来年度の2か年で全ての地域で将来の農地、さらには人をどうしていくのかという、地域計画という名の計画を立てなければならないということになっております。

この地域は沢田営農という担い手がございますので、そこを中心にこの地域計画を作っていくということで、ここでは地域計画を策定していくということで書かせていただいております。

今年度から着手しまして、令和6年度には策定するという進めております。その話をする過程においては、例えば、福祉をどうするとか、そういうことも議論にはなると思いますが、基本的に、この地域計画というのは、人と農地をどうしていくのかということになります。

○委員

人・農地プランのこれからもう一回見直して計画を立てていくという中で、今度、計画の区画が100アールに大型化するということが、計画がまだないのに先行していますが、さて本当に100アールでいいのかとか、齟齬が生じないか。

○県

これから、国の補助事業でこの事業をやりますので、採択を受けますと、初年度に実施設計が入ります。そこで区画を決めて、高さを全部当たって、区画を決めてまいりますので、それらと併せて、例えば、このAとBという土地をCという一つにします。そこを誰に担っていただくのかという、その土地ごとに誰がこの農地を担うのかという話をこれからまた令和6年にしていきます。そのときの中心となるのが、ここの営農に関わろうとしている沢田営農が中心になってやっていくということになりますので、今はまだ採択に向けての大まかな概略の事業計画でやっていますが、詳細な設計がまた来年度以降入ります。それと平行しながら地域計画を進めます。

○会長

多分、委員は納得されてないかなと、先に計画があるべきだろうと思います。そう思っ
て発言されてると思います。

○委員

委員のご指摘のとおりで、少し今クエスチョンマークが飛んでしまったので、100ア
ールにしていいのかという疑問です。

○県

地域計画の基になる集団化事業計画というのを、今回、審査会に持ってこさせていた
だく前までにアンケート調査を実施しています。それらを基にこの区画をどれだけにしよ
うかとかというような話し合いは地域のほうでされておりますので、私が言ったのは、本当
の詳細な部分になりますので、大きな区画をどうしようか、エリアをどうしようかとい
うところにつきましては、話し合いの中で決められたものでございます。

○委員

区画規模はもう既に地域で決めておられ、今後、人の力の見直しの中で設計していく中
で、その区画を実際に営農していく方向性について、今後計画されていくという理解で
よろしいでしょうか。

○県

大まかには、沢田営農が全て担うということで進めてまいります。

○委員

分かりました。

○委員

平面図のほうで、Pとある部分がポンプと思って拝見していたところですが、右側のP

で井堰から取って、左側のPのところまで上げて、そこから重力で落とすという理解を自分なりにしましたが、そういう考え方ですか。

○県

図面の、まず右側のPというのは、Pの横に井堰がございます。そこから水を上げていくということです。中ほどにあるさらに左側のPは、この林田川の上流のほうから水路できています。それをここのPで受け取って、左側の青色の池に持っていく。池から落としていくという水の流れになります。

○委員

ということは、右側のPは、この右のピンクの部分を中心に担っていて、左側のPは、上流で取ったものを、その左側の下流部に落としていくというイメージですか。

○県

左側のほうに上がってっております。地形が高くなっていきます。そちらの池に真ん中のポンプから上げていきます。上げて行って、ためた水を下流の田んぼに落としていくという形になります。真ん中のPは、林田川の上流の水路から使った水が流れ込んできますので、それを受けて池に放り込む。流しっ放しにせずという水の循環になります。

○委員

分かりました。

○委員

先ほどの加西のほ場整備は、不整形の土地を、一から区画整理をして、その結果、一反当たりの作業時間が76.8%減ということですが、本件は、一度区画整理がされていて、整形された土地をさらに広くするというほ場整備ということですが、そのほうが水稲の一反当たりの作業時間が86.3%、先ほどよりもこちらのほうが、効果が大きいようになっていますが、この辺はどういうことでしょうか。

○県

区画整理されて10アールの区画になっていますが、そこまで行く道の幅とか、持っている機械、今後、計画でどれだけの農業機械を入れるとか、そういういろんな要素が絡み合っただけの70%、80%の労力削減ということになりますので、区画の面積だけで言いますと、7アールと10アールと、10アールのほうが大きいからちょっと効果が低いのではないかという話になるのですが、周辺の営農に係る部分の要素を加味した上での算定になっております。

○委員

分かりました。

○会長

70%、80%集約されるというのは、相当な集約とあっていいのでは。それだけ営農に苦慮しているといえますか、効率が悪い田んぼなのかなと理解しています。

○委員

小豆を非常に増加させているのですが、小豆というのは高く売れるものですか。

○県

食品加工業者がこの地域にございます。そういうところからの引き合いがあるということと、県がいろんな品種を奨励しているところもありますし、基本的には、売り先を見つけた上で、地域として何を作っていくのかということをもとに考えて計画を立ててまいりますので、売り先と作るものを一体的に考えて計画しています。

○会長

作付する種類も、地元の地域の方々が選んでいる、主体に選んでいると理解してよろしいでしょうか。

○県

それもありますし、農業改良普及センターからのご指導をいただきながら、こういうものがこの地域では作れますよということや、売り先の部分も普及センターの方々は知っており、これを作ったらどれぐらいの経営力になりますという経営判断までしていただけますので、そことも連携しながら計画を立てております。

○委員

基本的に水稲は減らし、小豆、黒豆、黒大豆、玉ネギといったものを導入するという計画になっていると思います。それで水稲とか玉ネギの作業時間がかなり減るので、これで営農経営の節減になるという計算になったと思います。水稲は、区画が大きくなって水管理が楽になるから分かるんですが、玉ネギは、恐らく大型機械の導入効果と思いますが、現状の栽培面積が非常に小さいことを考えると、現状では機械がない中で、これから機械も投資をしていくということが前提になっていると理解してよろしいでしょうか。

○県

そうですね、大型機械の導入を見越して作付の計画を立てておりますので、現場のほうでは、大型機械を導入する計画になっております。

○委員

そこはマイナス分にはカウントされないというか、法人等が購入するのですか。

○県

機械代の損料とかも、効果の中には見込んでいます。

○委員

年度ごとに分けるというか、減価償却みたいな形で計算されてるのですね。了解しました。

(3) ほ場 東河地区

○委員

本件というよりは、3件よく似ていますので共通の意見を申し上げたいのですが、調書の最後のところに必ず事後評価というのが載ってまして、今回の3件でいうと、2件目のところだけが事後評価をやる。あとは対象外ということになってるかと思うのですが、今ご説明いただいたような、例えば、食物の安定供給の確保とか、農村の振興とかというものが、実際にどれぐらい、効果として出るのかということ、過去の同様の事業で、もし情報的に検証されていたら教えていただきたいと思うことと、この事後評価自体は、今回の審査会の外の話だと思うので、参考にといいことですが、先ほどから伺っている有効性が、これからも出るのかということとか、これまでの経験を踏まえて、強い効果が出るような工夫があれば教えていただければと思います。

○県

費用対効果に含まれない効果を、新たに効果として見込むというところは、できていないですが、この事後評価というのは、淡路で1か所、事後評価を今後させていただく予定がございいます。

今回、評価調書で事後評価の対象にさせていただいたたつの東部は、集落営農として、このほ場整備を活用して営農していく代表的な地域であると考えましたので、そちらを今回、事後評価の代表地区ということで挙げさせていただきました。

○委員

例えば、B/Cで計算する数字を合わせにいくことはあんまり意味がないと思うので、本当に時間が80%減ったのか、そういうことはあんまり意味がないと思いますが、しっかりと持続的な集落農業ができているのか、その結果、例えば、県内の他の地域にもいい影響が出てる事例がありましたら、また次回以降でも結構ですので、こういった事例が出たときに紹介していただけると、より分かりやすいかなと思いました。

○県

分かりました。

○会長

継続的に前年度以前から兵庫県が信頼性回復のために情報の集約というか、それを作られてますから、そういうときにどういうことがここからピックアップされたか、事後評価からピックアップされたか、そこへも含まれると、今後のほ場整備に大変役に立つのではないかと思います。

事後評価という言い方が適切かどうか分かりませんが、今の委員のお話は、どういう効果があったかというのをちゃんと皆さんで把握したいなというご希望ですので、よろしくご考慮いただきたいと思います。

○委員

ほ場整備を何でやるのかというと、はいつくばってやってきた作業を機械で出来るようになるのと、とても労働時間が減って楽になるということです。100人でないとやれなかったことを二人ぐらいで出来るようになるということですから、ほ場整備の効果、本当だったらもう労働力を確保できないからやめないといけないというのを、少人数で、今も堂々と続けて、これだけの作物を作っているということを伝えることが一番大きなほ場整備の効果でないかと思います

○県

ほ場整備の効果として取りまとめたものがございますので、少しご紹介させていただきますと、ほ場整備の前と後ということで、例えば、南あわじ市の玉ネギの部分でいいますと、農作業の時間が6割削減したということでありましてか、担い手の話、人の話でございしますが、担い手への農地の集積の効果が2.8倍になったとか、あとはほ場整備をすることによって、田んぼが強くなるということで、未整備のところを整備されたことによって、大雨が降っても災害というのが8割減少したという効果があります。

○会長

せっかくそういうのがおありでしたら、もうちょっと強くPRと言ったらおかしいですけども、皆さんで共有するのと、それから、ほ場整備が、今、委員がご指摘になったように、もう立ち行かない農業を何とか立ち上がらせているところがあるとしたら、これはこの国にとってとても大事なところですし、それから、今、委員の方からご指摘が出て、私が一番気にしたのは、継続的な持続的な担い手確保、これはどういうふうにプランニングされてるのだというところは、私自身は気にしていましたが、そういう効果がこういうふうに出てますというのは、どこかでまとめて、またご開示いただいて、それでこの審査会の公表のホームページがあるとしたら、委員の先生方の合意をいただければ載せていただいてもいいのではと思います。

○県

かつてのほ場整備というのは、担い手がたくさんいたときは、大区画化して機械化が進んで、労働力が必要なくなったことによって、兼業化が進んで、収入を何とか確保していたという時代もありましたが、今現在進めているのは、その担い手がなくなったときに、こういう大区画化、機械化、ドローン化によって、いかに担い手が少ない中で同じような生産力を上げていくかということでございます。例えば最近では、最低労働賃金が1時間1,000円とかという話があるなかで、なかなか農業者って実はそこまではもらってない状況があるかと思いますが、こういった大区画化などで生産力が上がることによって、収穫が上がり、ようやくきちんと持続的に農業が続けていけるようになるということとはしっかり証明していきたいと思っています。

また、先ほど大豆の話もありましたが、たつの地域でしたら、地元の食品会社と連携して、地産地消として大豆も使っていくというような取組みが、今こういう形で進んでいますし、特に兵庫県が代表する黒大豆というのは、日本一の生産量でございますから、そこに付加価値を与えながら、地域で今、盛り上げているところでございます。このほ場整備によって地域にどれだけ貢献できて農業が持続できているのか、地産地消であったり、地域の学校給食への供給といった効果はお金には代えられない見えない部分があるのですが、そういった取組みというのを、ほ場整備の成果の中でしっかり情報発信していきたいなと思っておりますので、引き続きご指導よろしくお願いたします。

○委員

前の3-②のほうは整備されてから30年後の再整備、今回の東河地区は50年前に一度整備されたものの再整備と伺ったように私は感じましたが、そういう30年から50年

ぐらいで再整備は必要になってくるというのが見えているようでしたら、こういう中長期の維持管理修繕計画みたいなものが、この事業の中では設定されているのか、地域からの要望がない限りは、事業を1回やったし、やってしまったまま次の要望が出るまでちょっとほっておくのか、何か全体的な将来に向かっての維持管理計画みたいなものがあるのか、ないのかというのを教えていただければなと思い質問させていただきました。

○県

昔に整備した、例えば水路などは、今後の更新に向けた点検とかはこの事業とは別でやっています。そこで老朽化している、それをストックマネジメント事業と言っていますが、ちょっとした更新で長持ちさせることができるのか、それとも、もうすぐに更新が必要なのか、そういうような点検などは別事業でやっております。

今、このほ場整備事業で上がってきているものにつきましては、やはり整備が古くて、管理を省力化するためにはどうしたらいいのかというのが大きな整備の内容になっていると思います。用水路をパイプライン化するでありますとか、昔の水路だったら、用水路と排水路が兼用されてまして、同じ水路で上で水を取って、下で排出するというようなところで、2か所の操作が必要で水の管理が大変だというようなことで用水と排水を分離する、さらには用水路はもうパイプライン化する、その一歩先には自動化するというようなことを今進めているところでございます。

そのため、一旦、施設の老朽度合いというのは、確認しているところではございますけれども、それにプラス、管理の省力化、担い手が営農するための、収益を上げるためのできる限りの管理の省力化のためにもほ場整備を進めているというところでございます。

○会長

今の委員のご指摘は、維持管理に対して、しっかりと計画性とか体制とかいうのを考えていますかというお話で、お答えはそこに触れていないです。

○県

維持管理につきましては、各地域で多面的機能支払いという、地域で農地や施設を守っていかうという部分の交付金が地域に支払われています。そういったものも踏まえまして、各地域では水路の維持管理というのをやってきているところでございます。

○会長

必ず10年後に傷むとか、20年後に傷むということが、多分委員は気づかれて、これはまるでマンションの長期修繕計画と同じではないかと思われたのではないかと想像します。そうすると、こういうほ場整備があつて、10年後、20年後のスキームをしっかりと

と持っておいたほうがいいのかというご指摘だと思います。

○県

基幹的な整備された施設につきましては、先ほどストックマネジメント事業ということで、水路や陽水機、排水機の施設の機能診断を行っております。それでどれだけでもつのかということも診断しております。何年ももたないというところは、部分的な補修をして長持ちさせるとか、今すぐ直すものは直すというよう、そういう機能診断の結果も持ち備えておりますので、それを基に、順次、更新なのか、一部修繕なのか、本格改修なのかを決めていく計画にしております。

ただ、末端の水路が担う面積が10ヘクタール程度の小規模な施設については、そういう機能診断ができておりません。そういう部分については、維持更新計画がないのが現状でございます。

○会長

例えば、マンションの大規模修繕でしたら、それを将来見越して積み立てます。そういう積立てを考えると、こういう収益のところへ影響します。今の事業は、全部これは国がやる、県がやる、つまり行政側がサービスとしてやるものだというときは、その積立ては要らないですが、将来的にそれがサステナブルに行くかというのは物すごく疑問だろうと思うと、将来の積立てに対して、何らかの戦略というか、お考えをお持ちですか。少し委員のことから変わってしまいましたが、そういう質問に代えさせていただきます。

○県

施設の維持管理は、各地域の土地改良区が施設の維持管理をしています。土地改良区ごとに維持管理計画を策定しております。それに基づいて、何年後には施設の修繕が必要だからということで、その土地改良区ごとに、修繕費用の積立てというのもやっているところでございます。

その維持管理計画が不十分なところについては、土地改良区の検査とかもさせてもらっていますので、そこで、将来、大丈夫でしょうかというような助言をさせていただいておりますので、それを基に、事業化とかいうものに対しては我々も進めていきたいと思っております。

○委員

そういう計画がしっかりと地元でできていることが分かって、今、とてもうれしく思っております。

○委員

今日のお話の中で、一部の田んぼの湧水がすごく多いというようなことをおっしゃっておられました。確認された貴重種の中で、その湧水の多い場所に集中しているものとか、そういうのがもしあったとしたら、環境配慮の中で、排水路でそれらの生息空間を確保というのが難しいかもしれないと思います。湧水を活かした環境配慮というのを、検討できるならしていただけたらと思います。

○県

了解いたしました。